

独立行政法人に関する有識者会議について

平成 16 年 6 月 17 日
行政改革推進本部長決定

- 1 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)に基づき、主務大臣は見直し内容を決定するに当たり、当本部の議を経ることとされている。

当本部としては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)の第 1 部 2 .(3)を踏まえ、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人に関する主務大臣の見直し内容の適切な判断に資するために、特殊法人等改革での大幅な見直しの経験を踏まえ、特殊法人等改革推進本部参与会議の参与等の有識者を参集し、意見の開陳を求めることとし、このために独立行政法人に関する有識者会議(以下、「会議」という。)を開催することとする。

- 2 会議には、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 3 会議の庶務は、特殊法人等改革推進本部、総務省等の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。